

情報空知

2014年5月7日(水) 2014年度 第2号

発行：空知教職員組合
岩見沢市5条西12丁目1-9 電話・fax：0126-24-9419
e-mail：sorakyou@rose.plala.or.jp

一、私たちは、広範な労働者、労働組合との共同・連帯をすすめ、働くものの生活と権利をまもり発展させます。(全教綱領より)

つながろう、学ぼう、語ろう、踏み出そう！

首長や国の権限を強め教育の政治支配を強化する

地教行法の改悪は許さない！

戦後の教育委員会制度の根幹を揺るがす大改悪！

新書記着任！ 片山多美子さん

長い間書記さんとして頑張っておられた久保さんとバトンタッチした片山です。久しぶりの組合事務所。現職時代のあれこれが思い出されます。教育現場は年々厳しくなっていると聞きますが、そんな中、空知教組の組合員として日々奮闘されている皆さんと関わられることを嬉しく思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。



法案でやり玉に挙がっている教育委員会も、その教育長も首長から独立した行政組織である点に一番の特徴があります。しかし、政府の「法案」は、教育委員会の独立性を骨抜きにし、国と首長の支配下におこうという狙いがあります。第一に、首長が「教育大綱」を決定し、教育委員会を従わせる、第二

に、教育委員長をなくし、首長任命の教育長が教育委員会の頂点に立つ、というものです。戦後の教育委員会は「国」天皇の命をささげ「と子どもたちを教えた戦前中央集権型の教育行政の反省をもとに、教育の自主性を守るため、教育行政を首長から独立させたものです。安倍政権は、教

第一に、侵略戦争美化の安倍流「愛国心」教育の押し付けです。「戦争する国」に国民を動員する仕組みとして、秘密保護法を強行するとともに、アジア侵略の歴史をすりかえ「愛国心」を子どもたちに教育しようというのです。第二に教育に競争主義を持ち込み、国と首長の政治

育委員会の「独立性」を奪うことを次のことでもくろんでいます。

ひよっこり訪問！

さる4月28日に檜山教組事務所を訪問してきました。宗谷とともに道教組を牽引する檜山教組ですが、日本海を見下ろす小高い丘の上に3階建ての立派な事務所がありました。中山晴男書記長(昨

年の学T insorachiで講師を務めていただきお世話になりました)と書記さんが出迎えてくれてしばし歓談。



檜山教組を築いた先輩たちのお話を聞かせていただいたり、戦前の生活綴り方運動の貴重な資料などを見せていただきました。

お忙しい中、本当にありがとうございました。(元)



「全国的圧力によって「全国学力テスト」にもとづく競争の体制を国全体で固めようとしているのです。『侵略戦争美化の「愛国心」教育』と「極端な競争主義の押し付け」という「安倍教育改革」を強行するた

安倍政権の「教育委員会改悪法」の本質です。子どもも、日本社会の未来にとつても、このようにたくらみをしては断じてできません。すべての学校、地域、組合員が声を上げ緊急の署名に取り組み、広く法案の危険性を語りましょう。

【談話】

子どもたちの成長・発達を保障する教育から国や政治家の意向に沿った教育へと転換する地方教育行政法の改悪に反対します

2014年4月11日

全日本教職員組合

書記長 今谷賢二

安倍内閣は、4月4日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、地方教育行政法)の「改正」案を閣議決定し、国会に提出しました。閣議決定された「改正」案は、戦後教育改革の柱の一つであった、教育委員会制度を根底から覆すことをねらったものであり、断じて容認できないものです。

「改正」案は、教育委員会を形式的には執行機関として残すものの、重要な権限は首長が握るものとなっています。その内容は、第1に、教育の大綱的な方針を策定する権限を首長とすること、第2に、大綱的な方針を協議するために首長が主宰する「総合教育会議」を設けること、第3には、教育長と教育委員長を統合し、新「教育長」とすること、その新「教育長」の任期を3年とし、首長が議会の同意を得て任命・罷免できるとすることです。

また、国の是正指示についても「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し」是正の指示ができるとし、これまで以上に国の関与を強める可能性のあるものとなっています。

これらの「改正」は、戦後、日本国憲法の理念にもとづいて地方教育行政の中立性、安定性、継続性を確保するため首長からは独立したものとして確立してきた教育委員会制度を根本的に転換するものです。また、「改正」案では、首長(地方公共団体の長)が「教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、…総合的な施策の大綱を定めるものとする」としていることも問題です。

文科省の発表では、市区町村の教育振興基本計画の策定率が59%にとどまっています。これまで地方においては、教育振興基本計画を定めなくともよかったものが、国の計画で縛った上に、策定を押しつけることで、それらを貫徹しようというねらいもあるものと考えざるをえません。

一方、橋下大阪市長の思想調査に対し、教育委員会の反対で教職員への調査をストップさせたことや各地での「はだしのゲン」を図書館から排除せよとの請願に対し、多くの教育委員会が請願を受け入れず、自由閲覧を維持する決定を下したことなど、教育委員会の自主的権限を発揮すれば、一定、子どもと教育を守ることもできるのが現行の制度です。橋下氏が知事時代に「クソ教育委員会」と罵倒したように、安倍首相や橋下市長のように教育を支配したい勢力にとっては邪魔な制度なのです。

このように、今回の「改正」案は、首長による政治支配だけでなく、是正指示による国の介入と合わせて、教育における地方教育行政の自主的権限を奪い、子どもたちの成長発達を保障する教育から国や政治家の意向に沿った教育へと転換するものです。

全教は、こうしたねらいを許さず、「改正」案の廃案に向け全力を挙げるものです。同時に、憲法と子どもの権利条約が生きて輝く教育の実現に向け、父母・国民、教職員のみなさんとともに奮闘する決意です。

以上